第 13 号議案

令和6年度(2024年度)町田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度(2024年度)町田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)計 画 人 口	423,000 人
(2)年間総処理水量	44, 491, 310 m
(3)一日平均処理水量	121, 894 m
(4)主な建設改良事業	
① 管渠整備費	1,632,169 千円
② 管渠改良費	724, 500 千円
③ 処理場改良費	2,947,511 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業収益 第1項 営 業 収 益 第2項 営業外収益	収	Д	12, 227, 504 千円 6, 114, 305 千円 6, 113, 199 千円
第1款 下水道事業費用 第1項 営 業 費 用 第2項 営業外費用 第3項 予 備 費	支	出	12, 099, 008 千円 11, 322, 414 千円 746, 594 千円 30, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,571,941千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額310,038千円、過年度分損益勘定留保資金506,326千円、当年度分損益勘定留保資金1,755,577千円で補填するものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	5,823,601 千円
第1項 企業債	3, 981, 900 千円
第2項 他 会 計 負 担 金	120, 540 千円
第3項補助金	1, 708, 041 千円
第4項 分 担 金 及 び 負 担 金	12, 784 千円
第5項 長 期 貸 付 金 償 還 金	336 千円
支	1
第1款 資本的支出	8, 395, 542 千円
第1項 建 設 改 良 費	5, 324, 061 千円
第2項 固 定 資 産 購 入 費	2, 425 千円
第3項 企 業 債 償 還 金	3,069,056 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
鶴見川クリーンセンター改良事業	令和6年度から	841, 000
(電気設備工事その22)	令和7年度まで	千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 (建 設 改 良)	3, 331, 9 00	事業その他の都合によ	利率見直し方式で借入れ る資金について、利率の	借入れの時から据置を含み40年 以内に償還する。ただし、財政 その他の都合により据置期間と
資 本 費 平 準 化 対 策	650, 000 千円	前借することができる。		いえども繰上償還をなし、又は 償還年限を短縮し、もしくは低 利債に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用の間の流用
 - (2)建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用 する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1)職員給与費 878,442千円

令和6年(2024年)2月22日 提出

東京都町田市長 石 阪 丈 一